

令和6年5月20日

古河市長 針 谷 力

職員の懲戒処分について

下記のとおり、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分を行いましたので、古河市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき公表します。

記

- ・被処分者 産業部 商工観光課 主事 24歳 男性
- ・処分理由概要 被処分者は、古河花火大会実行委員長名義の通帳及び通帳印を使用して、令和5年9月4日(月)、同月27日(水)及び同月28日(木)にそれぞれ20万円ずつ、合計60万円を不正に引き出し、私的に流用した。
- ・処分内容 免職
- ・根拠法令 地方公務員法第29条第1項各号(懲戒)
- ・処分年月日 令和6年5月20日
- ・管理監督責任 管理監督責任として以下のとおり上司への処分を行いました。
産業部長 減給10分の1(1か月)
産業部 商工観光課長 減給10分の1(2か月)
産業部 商工観光課長補佐(担当) 減給10分の1(3か月)
- ・特別職の減給 市長及び副市長については、職員による不祥事の結果を重く受け止めまして、以下のとおり給料を減額するため、必要となる条例案を次回定例会に提案いたします。
市長 給料減額10分の1(1か月)
副市長 給料減額10分の0.5(1か月)

この度、市が事務局を担当する古河花火大会実行委員会の資金を市職員が私的に流用した件について、当該職員及び管理監督職員に対して、懲戒処分を行いました。

市職員がこのような不祥事を起こしたことについて、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

改めて、職員に対し公務員としての倫理及び服務規律の確保について周知徹底を図り、再発防止に努め、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

なお、職員による不祥事の結果を重く受け止め、私と副市長の給料を1か月間減額することとし、関係する条例を次の定例会に提案いたします。

問合せ先 古河市役所 総務部 職員課
電話 0280-92-3111 (内線 2223・2224)